



ジョーンズ・デイでは、世界各国に広がる 40 以上のオフィスが、現地の法令や判例等の最新情報を Alert/Commentary 等としてお伝えしています。その中から日系企業に特に関心が高いと思われるものを以下でご紹介します。なお、英文部分の各リンクから Alert/Commentary 等の原文をご覧ください。

Anti trust

欧州委員会、E コマース市場における最終報告書を公表

[Online Trade Under Antitrust Scrutiny in EC's E-Commerce Sector Inquiry Final Report](#)

欧州委員会は、2017年5月10日、2015年以來のEコマース市場調査 (Sector Inquiry) に関する最終報告書 (以下「本報告書」) を公表しました。本報告書は、同委員会による競争法執行の優先順位が消費財及びデジタル・コンテンツのオンライン取引にあることを明確にしています。実際、同委員会は、消費者向け電気製品、ビデオゲーム及びホテル予約サービスについて競争法違反の可能性に関する調査を開始しています。同委員会は、デジタル単一市場の構築により、雇用の創出や公共サービスの变化をもたらすだけでなく、年 4150 億ユーロもの経済効果を欧州経済にもたらすと予測し、2015年5月以降、Eコマースの発展を妨げることになるクロスボーダーのオンライン取引に対する制限について調査してきました。本報告書は、この調査に関し同委員会が公表してきた一連の報告の最終報告ということになります。

本調査報告書は、競争及びクロスボーダー取引についてはデジタル単一市場の発展に悪影響を及ぼす可能性のある一定の行為に関して、競争法の執行を優先的に行うとしています。その優先事項の中には、(1) ジオブロッキング (販売地域の制限) を含む、クロスボーダー取引に対する制限、(2) オンライン取引だけを営む事業者をネットワークから排除することを目的とした選択的流通合意、(3) オンライン取引の活用に対する制限、(4) 価格比較ツールの活用に対する制限、及び (5) 最低再販売価格維持行為又は同一の小売業者に対してオンライン取引とオフライン取引とで異なる価格を課す制限が含まれています。

今後、同委員会は、本報告書を契機として、Eコマース市場における競争法的観点から新たな調査を開始するとともに、反競争的な商慣行に対する監視を継続していくものと考えられます。

Anti trust

カルテルを犯した企業に対する処分に伴い、当該カルテルに関与した従業員個人を刑事訴追から免責するための留意点

[DOJ Antitrust Corporate Dispositions May Protect Some Culpable Employees](#)

米国司法省によるカルテル事件の捜査対象となった企業の多くは、リーニエンスーに伴う取引 (leniency agreement) 又は司法取引 (plea agreement) を司法省と取り交わし、企業自身の刑事責任を解決するのが一般的です。当該取引により、そのカルテルに関与した従業員個人の刑事責任に関しても、現従業員については通常一括して刑事訴追からの免責が与えられることとなります。但し、司法省からカルテル行為への関

与につき責任が重いと判断された現従業員は、当該取引の適用除外 (carve-out) となり、個人として刑事訴追の対象となります。他方、元従業員は、刑事訴追からの免責を受けるためには、司法省から個別に当該取引の適用対象 (carve-in) であると認めらる必要があります。

このため、捜査対象となった企業は、当該従業員 (刑事訴追の免責を受けようとする従業員) がどのような証拠 (刑事訴追の対象となっている従業員の違法行為に関する重要な証拠など) を持っているかについて詳細な説明をし、その従業員による協力が司法省の捜査にあたって重要であることを説明するなどして、司法省を説得し、当該従業員個人に対する刑事訴追の免責を受けるように努めるべきです。また、司法省は、その捜査を大いに進展させた元従業員についても、上記取引により刑事訴追から免責することもあります。

Anti trust

公正取引委員会、LNG 契約における仕向地制限条項等が独禁法に違反するおそれが強いとする報告書を公表

[Japanese Report: LNG Sale and Purchase Agreement Destination Restrictions Likely Anticompetitive](#)

2017年6月、公正取引委員会 (以下「公取委」) は調査報告書を公表し、日本に輸入される液化天然ガス (以下「LNG」) の売買契約に規定されている仕向地制限条項等について、FOB 条件の契約を中心として独占禁止法に違反するおそれが強いとの見解を表明しました。

日本が世界最大の輸入国となっている LNG をめぐっては、東日本大震災後に停止していた原子力発電所の再稼働等による国内需給の緩和が見込まれており、また経済産業省は日本の「LNG 取引ハブ」化を G7 エネルギー大臣会合の場で表明するなどしています。しかし、LNG の売買契約に規定されている仕向地制限条項等によって余剰となった LNG の自由な再販売が妨げられる結果、国内需給緩和への対応や日本の LNG 取引ハブ化の障害となるのではないかと懸念も広がっていました。

こうした中で、公取委は調査報告書を公表し、特に買主側が船積港から LNG を輸送し、輸送に関する一切の費用と危険を負担する FOB 条件が採用されている売買契約における仕向地制限条項等について、必要性・合理性が認められず、拘束条件付取引として独占禁止法上問題となるおそれが強いとの見解を示しました。公取委はまた、売主側が仕向港まで LNG を輸送し、輸送に関する一切の費用と危険を負担する DES (Ex Ship) 条件が採用されている売買契約における仕向地制限条項や、利益分配条項、Take or Pay 条項等についても分析を行い、一定の場合には独占禁止法上問題となるおそれがあり、またはそのおそれが強いとの見解を表明しています。

その上で公取委は、LNG の売主に対し、新規契約時や契約更新時において、再販売の制限等につながる競争制限的な契約条項や取引慣行を定めないう促すとともに、既存契約においても、同様の競争制限的な取引慣行を見直すべきと警告し、「独占禁止法に違反する行為に対しては厳正に対処していく」との方針を明らかにしています。これを踏まえ、LNG 売買契約の当事者は、関連する契約の点検・再交渉や仕向地



変更要請への適切な対応、及びそれらを誤りなく進めていくための契約管理体制の構築等を求められると考えられます。

BR&R

国際倒産におけるプロトコルの検証

[Courts, Cooperation, and More: A Review of Cross-Border Insolvency Protocols](#)

国際倒産においては、債務者の資産、負債、事業等が多国間にまたがる複雑な案件の処理を効率的かつ効果的に進めるために、裁判所が承認するプロトコルの重要性が増しています。先行するコメントリー“シンガポール、デラウェア州及びニューヨーク州の裁判所が国際倒産共助に関するガイドラインを採択”で紹介した通り、今年2月にはシンガポール最高裁判所等の英米法圏国の裁判所が中心となって国際倒産に関する裁判所間の連絡及び協力に関するガイドラインが採択されましたが、同ガイドラインにおいても、ある国の裁判所が他の国の裁判所と共同で倒産処理を行うに際して、共通の決まり事としてのプロトコルを定めることの重要性が強調されています。このような国際倒産におけるプロトコルにつき、今般、過去15年間の事例から一般的な傾向を探る調査が行われました。

本記事では、かかる調査結果の概要を紹介していますが、案件の処理を効率的かつ効果的に進める目的で、プロトコルには手続に関してある程度類似した条項が盛り込まれる傾向があることがうかがわれました。

Corp.

ドイツ政府がEU加盟国外からの投資規制を強化

[German Government Expands Authority Over Takeovers by Investors from Outside the EU](#)

ドイツにおいて、2017年7月18日、外国貿易管理令 (Foreign Trade and Payment Ordinance) が改正され、同法令の適用範囲が大幅に拡大されました。改正後は、エネルギー、上下水道、食品、IT・テレコム、ヘルスケア、金融、輸送といった「基幹インフラ」(Critical Infrastructure) 事業を行う企業のうち、一定の規模要件を満たすものについては、EU加盟国外の個人又は法人が25%以上の議決権を取得する場合には、ドイツ経済エネルギー省 (German Federal Ministry of Economic Affairs and Energy) に対する事前通知が必要となります。同省は原則として通知後3カ月以内に正式な審査を行うことができます。また、議決権の取得者は同省に対して異議のない旨の確認を申請することもでき、申請から2カ月以内に正式な審査が開始されない場合には異議がないものとみなされます。なお、正式な審査が開始された場合、全ての資料の提出後、4か月以内に審査が終了します。

また、上記の基幹インフラ事業に従事する企業のほか、かかる事業を運営するためのソフトウェアの開発等を行う企業については、特定に規模要件なしに、同様の通知義務が課される点にも注意が必要です。

上記法改正を受けて、ドイツ企業に対する投資について、当局による審査の範囲がより広範なものとなり、契約締結から取引実行までの期間が長期化することが予想されます。

Corp.

サウジアラビア王国政府、建設コンサルタント事業における100%外資企業を容認

[Saudi Council of Ministers Approves 100% Foreign Ownership of Engineering Consultancies](#)

従来、サウジアラビア王国で外国企業が建設コンサルタント業務を行う場合、商務産業大臣 (Ministry of Commerce and Industry) の許可を取得した上で、専門職会社 (professional companies) を設立する必要がありました。しかし、この専門職会社という法人形態は、出資者の有限責任が確保されておらず、また資格を有する同国の専門家が25%以上の持分を保有することが条件とされており、外国企業にとって活用しづらい法人形態でした。

同国政府は、2017年8月7日、サウジアラビア総合投資院 (Saudi Arabian General Investment Authority) に対し、外国企業が同国で建設コンサルタント事業を行う企業に対し、100%の出資を行うことを可能とする措置を採るよう命じました。設立後10年以上の経過、4カ国以上における事業展開等の一定の条件はあるものの、今後は外国企業がサウジアラビア王国で建設コンサルタント事業を行うことがより容易になると考えられます。また、すでに同事業を行っている外国企業についても、現在の共同事業形態の再編等の選択肢が与えられることとなります。

Finance

米国 OFAC 規制に関する傾向 - 外国企業に対する OFAC 規制違反の執行強化

[A New Trend? Singapore Company Targeted for U.S. Dollar Payments to Iranian Entities](#)

米国財務省外国資産管理局は、近時、イラン企業との取引において米ドル建決済を行ったシンガポール企業に対し、外国資産管理法 (以下「OFAC 規制」) に基づく対イラン制裁違反を理由に、OFAC 規制を執行しました。本件は、米国が、OFAC 規制対象国が関係する米ドル建決済の取引について、金融機関以外の外国企業に対して OFAC 規制違反として処罰した最初の事例とされています。今後、米国企業でなくとも、OFAC 規制の対象地域で事業や取引を行う企業においては、米ドル建決済により OFAC 規制の執行を受けるリスクに十分注意する必要があります。

Finance

シンガポール当局、イニシャル・コイン・オファリングへの規制適用に関する見解を表明

[Announcement Clarifies Regulatory Position on Digital Token Offerings in Singapore](#)

資金調達的手段としてのイニシャル・コイン (トークン) ・オファリング (ICO) の増加を受け、シンガポール金融管理庁 (Monetary Authority of Singapore) (以下「MAS」) は2017年8月1日、デジタル・トークンの国内における募集や発行が証券先物法 (“Securities and Futures Act”) に基づく規制対象となり得るとの立場を明らかにしました。

MAS はデジタル・トークンについて、トークン保有者の権利を暗号化を通じて表章させたものなどと整理した上で、仮想通貨をデジタル・トークンの一種として位置付けています。その上で、デジタル・トークンの機能は仮想通貨を越えて進



化しており、発行者の資産に関する所有権や担保権、あるいは貸付債権等を表章し得ることから、その募集は証券先物法上の集団投資スキーム持分や債券の募集とみなされ得るとしています。

MAS はイニシャル・コイン・オファリングを通じた資金調達を禁止・規制はしていないものの、デジタル・トークンが証券先物法上の「証券 (securities)」の定義に該当する場合、その発行者は原則として MAS に目論見書を提出・登録することが義務付けられ、発行者及び仲介業者は原則として一定のライセンス要件等を順守する必要があるほか、発行後の二次的な取引市場を提供するプラットフォームは MAS の認可等を受ける必要があるとしています。

デジタル・トークンの内容は非常に多岐にわたりますが、MAS からは規制の範囲に関する更なる指針等は示されていません。MAS は、すべての発行者、仲介業者及び二次的取引のプラットフォームに対し、法律専門家または MAS に相談し、助言を得ることを推奨しています。

General 自動運転車両に関する初の連邦規則法案が委員会
を通過

[SELF DRIVE Act Cruises from Committee to Full House](#)

先行するアラート（「米国連邦議会における自動運転車両についての実用化の動き」）で紹介した通り、2017年7月19日、自動運転車両に関する初めての連邦レベルの規制法案が米国下院エネルギー・商事委員会（U.S. House of Representatives Committee on Energy and Commerce）に提出されました。そのわずか8日後の同月27日、同法案は、主に以下の4点の修正が加えられた上で、米国下院エネルギー・商事委員会により承認され、米国連邦議会下院に提出されました。

①プライバシー： 高度に自動化された車両（HAV: Highly Automated Vehicle）の製造者に対して、同車両の所有者又は使用者に関する情報の取得及び使用に関する当該製造者における運用について、消費者に通知することを求めるといった、プライバシーの問題を直接取り上げるようにした点

②優先性： 原案と同様に、車両登録や運転免許といった伝統的な分野について、州の規制が本法に優先する点に加え、HAVのディーラーについての州の規制についても本法に優先する点、HAVの取り扱いに関し、州がより高度のパフォーマンス要件を設定することを認めた点、HAV基準に従ったとしてもなお、コモン・ロー上の責任を負うることを明確にした点

③免除： 安全性が損なわれない限り、自動運転車両にも連邦自動車安全基準（Federal Motor Vehicle Safety Standards）の適用の免除を認めるものの、その具体的台数について、3年間毎年10万台といった原案の定め方から、1年目は2万5000台、2年目は5万台、3、4年目は10万台といったように毎年増加させる定め方へと修正された点

④HAVに関する規制及び基準： 運輸省国家道路交通安全局（Department of Transportation and National Highway Traffic Safety Administration）が策定する予定のHAVに関する規制や基準の成立時期について、新たな見通しを示した点

General トランプ大統領、新制裁法案に署名し、同法成立へ

[President Trump Signs New Sanctions Legislation into Law](#)

トランプ大統領は、2017年8月2日、「敵対者に対する制裁措置法」（“Countering America’s Adversaries Through Sanctions Act”）（以下「本法」）案に署名し、本法が成立しました。本法には、現行の対ロシア経済制裁を強化し、イラン及び北朝鮮への制裁を拡大する内容が規定されています。また、本法では、対ロシア制裁を緩和・解除するためには、大統領が議会に報告書を提出し、議会による審査が必要であると規定されています。この点について、トランプ大統領は、対ロシア制裁措置に関する大統領の独占的権限を奪うものであるとして、その合憲性に疑問を投げかける旨の声明を発表しています。

本法の一部を紹介しますと、対ロシア制裁については、経済制裁に限定されていますが、例えば、本法により、金融サービス、エネルギー等の分野への経済制裁が強化されるのみならず、ロシア政府のためのサイバー活動やロシアの諜報・国防分野との取引等に従事する者に対して新たな強制的制裁措置が課されることとなります。したがって、本法に基づいて対ロシア制裁が強化されることを念頭に置き、ロシアで事業を行う際はこれまで以上に注意が必要となります。

General トランプ大統領、ベネズエラに対する経済制裁を強化

[Trump Administration Imposes Targeted Financial Sanctions on Venezuela](#)

トランプ大統領は、2017年8月24日、ベネズエラ政府が関与する経済活動に対し、現行の経済制裁を強化する新たな経済制裁を科す大統領令を発しました。

本経済制裁により、米国人・団体が、又は米国における、ベネズエラ政府国債やベネズエラ国営石油会社が新たに発行する社債等の取引が特定の例外を除き禁止されます。一方、米国財務省外国資産管理局は、本経済制裁による市場の混乱や投資家・米国民・ベネズエラ国民に対する悪影響を緩和するために、(1) 2017年8月25日以前に効力が発生した契約を終了させること、(2) CITGO社の関与する取引、(3) ベネズエラ政府に国有化された米国企業が2017年8月24日以前に発行した社債に関連する取引、及び(4) 農産物や医薬品・医療機器の輸出・再輸出に関連する債券の取引を許可するライセンスを付与しました。

ベネズエラが直接的又は間接的に関与する事業を行っている企業は、既存及び懸案中の取引を検討し、本経済制裁に抵触しないか確認すべきです。

Disputes 人的裁判管轄権 - 企業刑事事件における新たな争点

[Personal Jurisdiction: A New Battlefield in Corporate Criminal Cases](#)



近年、合衆国連邦最高裁は、民事訴訟における企業被告に対する州裁判所の人的裁判管轄権について、謙抑的な立場を堅持してきました。一方、刑事訴訟における企業被告に対する人的裁判管轄権についてはどうでしょうか。逆行的ですが、この点に関しては拡張的であるようです。

最近まではこの問題は学術的なものにとどまっていた。なぜならば、連邦刑事訴訟規則第4条(Federal Rule of Criminal Procedure 4)は、検察官に対し外国企業に対して合衆国内の住所に宛てて召喚状を郵送することを要求しており、これは当該被告外国企業が合衆国内にプレゼンスを有していることを意味していたからです。しかし、2016年末にこの規定は変更され、通知方法の限定は削除されました。そのため、積極的な検察官の下では、合衆国内にプレゼンスを有しない外国企業であっても合衆国裁判所で起訴される可能性が生じました。そのような企業にとり最も有効となり得る対抗手段は、人的裁判管轄権の欠缺による却下の申立てですが、この点に関しては合衆国裁判所の判断はなされていません。したがって、このようなケースで召喚状を受領した場合には、当該外国企業は各種対応策を慎重に検討する必要があります。

Labor

第3巡回区控訴裁判所が労働者調整・再訓練予告法(WARN法)上の例外規定の適用範囲を明確化〜予告が必要とされない場合

[Without WARN-ing: Third Circuit Clarifies WARN Act's Unforeseen Business Circumstances Exception](#)

米国の連邦第3巡回区控訴裁判所は2017年8月、Valera v. AE Liquidation, Inc.事件において、他の5つの巡回区控訴裁判所(第5、第6、第7、第8及び第10巡回区控訴裁判所)と同様に、使用者の支配できない外部の事情に起因するレイオフの可能性はあったが実際には起こりそうになかった(possible but not probable)場合には、労働者調整・再訓練予告法(以下「WARN法」といいます。)に基づき使用者が行うべき予告が不要となると判断しました。

WARN法の下では、100人以上のフルタイム労働者を雇用する企業が大量レイオフ又は事業所閉鎖を行う場合、限られた例外に該当しない限り、使用者は、その影響を受ける組合あるいは労働者に対して大量レイオフ又は事業所閉鎖の60日前までに書面により通知する必要があります。しかし、WARN法では、「60日前の通知が必要となるべき時点において、合理的に予見し得なかった」、「使用者の支配できない突然の劇的かつ予期していなかった行為又は状況」による事業所閉鎖又は大量レイオフの場合、「予見し得なかった経営環境」による例外として、かかる通知義務が免除されます。本判決において第3巡回区控訴裁判所は、通知が必要となる「合理的に予見し得た」場合とは、「可能性が高い」又は「起きないよりも起きる可能性の方が高い」ということを意味すると狭く解釈しました。

上記6つの巡回区控訴裁判所以外の裁判所が同様の基準を採用するか否かは定かではないものの、本判決は、WARN法上の予告義務が不要となる要件に関する他の連邦控訴裁判所の解釈と足並みを揃えるものと考えられます。

Privacy

ニューヨーク州のサイバーセキュリティ規則への対応期限近づく

[Deadline to Comply with New York's Cybersecurity Regulation Is Approaching](#)

ニューヨーク州金融サービス局の管轄下にある法人は、金融機関に対するサイバーセキュリティ規則に対応する必要があります。その期限が2017年8月28日に迫っています。同局は、これについて、最近FAQをアップデートしています。主要な要求事項は、下記のとおりです。

- ・サイバーセキュリティプログラムの策定管理、最高情報セキュリティオフィサー(CISO)の選任等の、セキュリティ対策に関する社内体制の確立
- ・所定の技術的手段の導入
- ・インシデントに対する対応計画の策定
- ・所定の「サイバーセキュリティイベント」発生時の72時間以内の報告義務等

上記の規則は、若干の例外を除き、ニューヨーク州の銀行法、保険法及び金融サービス法に基づく認可又はその他の許可等を受けて事業を行う企業に広汎に適用されますので、くれぐれもご留意ください。また、同様の規制がコロラド州証券局によっても採用されており、他の州も追随する可能性があります。

その他、2017年8月は以下の最新情報をAlert/Commentaryとしてお伝えしています。

Antitrust

ヘルスケア市場における米国司法省の執行状況にみるイェーツ・メモの影響

[Yates Memo's Influence Felt in DOJ Health Care Enforcement](#)

Antitrust

ベルギー、EU損害賠償指令を内国法化する法律を採択

[Belgium Adopts Law Enacting EU Directive on Private Antitrust Damages](#)

Antitrust

欧州委員会、不良債権流通市場の発展に関する諮問書を公表

[European Commission Consultation: Developing the Secondary Market for Non-Performing Loans](#)

Antitrust

「ベター・ディール」法案により、米国の企業結合規制は見直されるか

["Better Deal" Legislative Proposal Would Overhaul U.S. Antitrust Merger Review](#)

Antitrust

Eコマース企業及びその最高幹部、米国司法省(DOJ)へ有罪答弁

[DOJ Obtains Price-Fixing Guilty Plea from E-Commerce Company and Top Executive](#)



Corp.

デラウェア州、米国で初めて企業の記録保管業務へのブロックチェーン技術の利用を認める

[Delaware Becomes the First State to Allow Corporations to Maintain Corporate Records Using Blockchain Technology](#)

Corp.

オーストラリア連邦裁判所、株主アクティビズムに打撃を与える判断

[Shareholder Activism Dealt a Blow in Australia's Federal Court](#)

Corp.

連邦準備制度理事会（Federal Reserve）の小規模銀行持株会社ポリシー・ステートメント改訂

[The Fed's Small BHC Policy Statement—Regulatory Relief for Bank Growth and Acquisitions](#)

Corp.

中国のアウトバウンド投資規制に関する最新情報

[Update on Chinese Outbound Investment Policies](#)

Dispute

ニューヨーク州上訴裁判所、ニューヨーク司法長官の調査召喚状を憲法上の理由で無効に

[New York Appellate Court Curtails NY AG Investigatory Subpoena on Constitutional Grounds](#)

Dispute

デラウェア州最高裁判所、ウエスティングハウス対シカゴ・ブリッジ・アンド・アイロン訴訟でウエスティングハウスの請求を棄却

[Delaware Supreme Court Reverses Chancellor's Chicago Bridge Ruling](#)

Finance

米国証券取引委員会、イニシャル・コイン・オファリング（ICO）に関する調査報告書を公表

[SEC's Investigative Report Raises Difficult Questions for ICO Issuers](#)

Finance

タンザニアで鉱業法の大改正—投資家に対し 1900 億米ドルの罰金が科された事例も

[Tanzania Overhauls Mining Laws, Fines Investor US\\$190 Billion: Is Your Investment Protected?](#)

Finance

ボルカー・ルール改正への着手

[Volcker Rule Reform Begins](#)

Finance

イタリア、ファイナンスリースに関する新法を制定

[Italy: New Rules on Financial Leases Provide Clarity](#)

General

ハリケーン「ハービー」による損失に対する保険金支払額を最大化するには

[Maximizing Insurance Recoveries for Hurricane Harvey Losses](#)

General

米国会計検査院、キーパーソンの退職が公共契約の受注に致命的要因となることを明らかに

[Key Personnel Departures: The Death Knell for Pending Federal Agency Proposals](#)

IP

知的財産権訴訟に関連し、広告宣伝による権利侵害も企業総合責任賠償保険の対象に

[CGL Insurance Coverage for Advertising Injuries: Upping the Ante for IP Litigation](#)

Labor

ヒューストン控訴裁判所、下請業者に対する損害賠償請求はゼネコンの労働者災害補償制度の対象外と判断

[General Contractors' Workers' Compensation Plan Bars Personal Injury Claims Against Subcontractor](#)

Life Science

テネシー州地方裁判所、医師の診断書がなくとも在宅医療サービスの医療費還付請求には影響しない旨判示

[Sixth Circuit: Technical Physician Signature Deficiencies not "Material" to Reimbursement Claims](#)

Tax

オーストラリア、不動産取引における外国籍居住者のキャピタル・ゲインの源泉徴収率を引上げ

[Australia Raises Capital Gains Withholding Rate for Foreign Residents in Real Estate Transactions](#)

Privacy

中国、サイバーセキュリティ法が施行される

[Implementing China's Cybersecurity Law](#)